

## 日本年金機構愛媛事務センター等での情報漏えい事案について

平成22年11月19日

日本年金機構

日本年金機構四国ブロック本部事務センター年金給付グループ長が、国家公務員法及び日本年金機構法による秘密保持義務違反により、平成22年11月5日に愛媛県警に逮捕された。

### 1 行為者の属性及び逮捕容疑

#### ① 行為者の氏名及び所属

氏名：坪内金博（54歳。昭和52年4月松山社会保険事務所庶務課採用）

逮捕時の所属：機構四国ブロック本部愛媛事務センター年金給付グループ長  
(11月8日付で四国ブロック本部管理部付に異動)

#### ② 逮捕容疑

国家公務員法第100条（秘密を守る義務）違反

日本年金機構法第25条（役職員の秘密保持義務）違反

#### ③ 本件の教唆犯として逮捕された者

栗林秀孝（松山市内在住。無職。70歳）

### 2 行為者による行為内容

○ 行為者は愛媛県警に拘留されており、機構による直接の聴取ができない状態にあるが、新聞報道によれば、行為者は以下の非違行為を行った疑いがある。

平成21年11月26日頃：愛媛社会保険事務局今治社会保険事務所で国民年金課長として在籍していた際に、愛媛県外在住の被保険者の個人情報を栗林に漏えいした

平成22年 6月24日頃：愛媛事務センターで年金給付グループ長として在籍していた際に、愛媛県外在住の被保険者の個人情報を栗林に漏えいした

○ なお、逮捕容疑には含まれていないが、これらの行為とは別に、行為者は、平成21年2月頃（当時愛媛社会保険事務局業務管理室業務第一係長）、愛媛県内の女性方を訪れて、年金が多く支給される旨を説明し、暗に謝礼を要求したとの新聞報道がある。

機構において当時の上司（事務局業務管理室長）に聴取したところ、同元室長は、21年9月に、行為者とともに当該女性の自宅に謝罪に訪れたことが確認された。

### 3 氏名索引照会について

- 行為者は、社会保険オンラインシステムにおいて、被保険者・受給権者の氏名を用いて年金記録を索引する氏名索引照会により被保険者の個人情報を入手し、漏えいしたことが疑われる。
- 氏名索引照会については、業務目的外の索引を禁じるとともに、年金事務所の課長等（以下「課長等」という。）が照会処理による個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われていることの確認を行うこととなっている（参考1・2を参照）が、課長等が自ら行った氏名索引照会の処理結果の年金事務所長等による確認については明確にはルール化されていなかった。

このため、今治社会保険事務所及び愛媛事務センターでは、課室長又はグループ長が自ら行った氏名索引照会について、社会保険事務所長又は事務センター長等による確認は行われていなかった。

（参考1）個人情報保護対策の更なる強化に伴う社会保険オンラインシステムにおける事務処理の改善及び業務処理の機能追加について（抜粋）

（平成16年12月27日社業発第84号　社会保険業務センター総務部長・情報管理部長発地方社会保険事務局長宛通知）

#### 1 氏名索引届書処理結果リスト

氏名索引等の照会処理について、個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われているか否かを確認するため、氏名索引処理結果リストを出力することとしたこと。

システム運用責任者は、オンライン開始後速やかに前日分の当該リストを出力した上で、各担当課長等に配布することとし、各担当課長等は氏名索引照会の処理結果について、照会票等と突合することにより点検確認を行うこと。

（以下略）

（参考2）（日本年金機構）個人情報保護管理事務取扱要領（要領第29号）（抜粋）

#### ② 氏名索引処理結果の点検・確認

氏名索引等の照会処理について、個人情報の閲覧が業務目的に沿って行われていることを確認するため、氏名索引処理結果リストを出力する。

システム運用責任者は、オンライン開始後速やかに前日分の当該リストを出力した上で、業務担当課長等に配付することとし、業務担当課長等は氏名索引照会の処理結果を氏名索引照会票等（年金相談受付票の写、画面ハードコピーに照会理由を記載したもの、照会を行った対象者の一覧等、照会理由の分かるものでも可）と突合せすることにより点検・確認を行う。

#### 4 再発防止策

- 本件事案の全体像及び原因は未だ把握されていないが、課長等自身による氏名索引照会の処理結果に対して年金事務所長等の別の職員による確認が行われていなかつたことは、行為者による情報漏えいを可能とした要因の一つ（脆弱性）と考えられる。
- このため、機構においては、年金局からの指示も踏まえ、本部及び全国のブロック本部、事務センター及び年金事務所に対して、平成22年11月12日付で、業務担当課長等（年金事務所長、同副所長、事務センター長を含む。）が行った氏名索引照会の処理結果について、必ず照会を行った者とは別の職員が点検・確認することを義務付ける指示・依頼を行った。
- 今後、本件事案の解明に合わせて、更なる措置を検討し、実施していく。